

### 特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

#### 令和 4 年 (2022 年) **2** 月 令和4年 R 日 (火)

No. 15585 1部377円(税込み)

発 行 所

### 一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

#### 目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

# 主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫

## 無効審判(成立)審決取消請求事件

(「多色ペンライト | 特許(特許第5608827号) 無効審判審決取消訴訟)[上](全2回)

- 令和2年(行ケ)第10103号、令和3年10月6日判決言渡ー

本件請求項1発明につき、甲1及び甲2発明の記載に基づいて特許法29条2項の規定に該当すること を主張する場合には、甲1及び甲2には技術事項に共通する課題(技術分野が同一)があることにより、 甲1に甲2を結びつける動機付け(示唆)を示すことが必要となる。本件では、被告は甲1の発光色を用 いる点には、甲2で用いる演色を使用していないとし、甲1及び甲2の両者には技術事項に共通する課 題(技術分野が同一)が存在しないので、甲1に甲2を結びつける動機付けが存在せず、被告が主張する 特許無効の審決が取り消された。



### **SINCE 1891**

## <sup>特許業務法人</sup> 浅村特許事務所

**Asamura Partners**  〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー 電話:03-5715-8651(代) asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所 長 莽躩主 浅 後 男 光生 水亀 本岡 義幹 弁理士 **『篠岩** 宏 弁理十 Ш 卓 見 晶 啓 4理十 4 理十 松 宮 尋 統 弁理十 伊 藤 里

所長 葬護主 浅村 昌弘

弁理士 金 弁理士 Ш 幸 弘 池 貴則 大白 弁理十 塚 克久裕 Ĩ 弁理士 司之登 森 弁理十 金 橋中 本 弁理十 Ш 博 弁理十 子三 弁理士  $\blacksquare$ 

相談役 弁理士 浅 弁理士 次之郎 月 弁理十 良 单 弁理士 畑 弁理十 浅 野 裕 北 Ш 亮 弁理十 宣 弁理士 水 野 弁理士 菊 閰 史 中国弁護士

弁理士 山 村山 下平 彦子理 弁理十 弁理士 麻 弁理十 削 4理十  $\blacksquare$ 誠 太男 弁理士 原 野 弁理士 畄

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) E-mail: law@asamura.jp URL: https://www.asamuralaw.jp 弁護主 **後藤晴男** 

弁護士 松川 直樹

弁護士 和田研史